

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年燕市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「436,600円」を「440,900円」に、「362,100円」を「365,700円」に、「344,400円」を「347,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第8号の修正案

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を改正する条例案を次のように修正する。

附則中「令和2年4月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

(修正理由)

今回の議員報酬の引き上げについては、現在猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症に伴う市民生活、市内企業等への多大な影響を鑑み、本条例の一部を改正する条例案の施行日を半年遅らせるため、附則を修正しようとするもの。